

## 飲んだら乗るな

いよいよ忘年会のシーズンが近づいて来ました。そこで心配なのは、飲酒運転による事故が増えはしないかということです。

飲んだら乗るな

乗るなら飲むな

ということは、耳にたこができるくらい聞かされているにもかかわらず、飲酒運転で検挙されたり、事故を起こしたりする者が絶えません。誠に遺憾なことです。

平成19年9月に新しい道路交通法が施行されていますが、その内容は、飲酒運転や飲酒運転を隠そうとする悪質な運転者（ひき逃げ）に対する罰則強化のほか、それまでは罰則の対象とはなっていなかった、飲酒している運転者への車両提供や運転者への酒類提供、更には飲酒運転車両への同乗についても、新たに罰則が設けられています。

特に、アルコールの影響により、正常な運転が困難な状態で運転して、人を死傷させた者は、危険運転致死傷罪の適用を受け、最長20年の懲役を科せられることになりました。

しかしその後も、飲酒運転に関わる事件、事故が続発しています。つい先日も、埼玉県熊谷市で平成20年2月、泥酔した運転者の車が計9人を死傷させた事故で、その車に同乗して危険運転致死傷の幫助罪に問われた飲食店手伝い大島巧（48）と、無職関口淳一（46）両被告の控訴審判決公判が東京高裁で開かれました。この中で、裁判長は「運転を了解・黙認し、犯行を容易にした」として、ともに懲役2年を言い渡した1審さいたま地裁判決を支持、控訴を棄却しています。

大島被告の弁護人は、判決を不服として同日最高裁に上告していますが、起こした事件の深刻さに対する理解と反省が不足しているといっても過言ではありません。

何故、いつまで経っても飲酒運転は亡くならないのでしょうか。

背景の一つには、「酒飲み」に対して、日本の社会は比較的寛容だということが考えられます。酒を飲んで酔い潰れ、乱れても、酒の上のことだからと許してしまう、大目に見てしまう空気があるように感じます。場合によっては、あいつは豪傑だと評価が上がったりすることもあります。

酒の上であろうとなかろうと、ダメなものはダメ、というけじめが大切です。

二つには、これが一番大きな問題なのですが、「酒飲み」の方に、この程度は許されるという甘え、酒を飲んでも運転には支障がないという過信、更には、自分だけは捕まらないだろうという勝手な思い込みがあるのだと思います。酒を飲んで、元々緩い「たが」が外れ、結果として重大な事故を引き起こしてしまう。これでは、被害者はたまったものではありません。

飲んだら乗らない

乗るなら飲まない

そして、酔っぱらいの車には乗らない

忘年会では、この至極当たり前のことをしっかりと守り、大いに楽しんでいただきたいと思います。（塾頭 吉田 洋一）